

歯科技工士のみなさまへ

歯科技工士として働いている方は、

「**歯科技工士業務従事者届**」を

令和7年1月15日(水)までに届出願います。

歯科技工士として業務に従事する方は、

2年ごとの12月31日現在における、氏名、業務に従事する場所等を届け出ることが法律により定められております。

【歯科技工士法(昭和30年法律第168号)第6条第3項】

つきましては、今年はその年に当たりますので、

令和6年12月31日現在の従事状況を必ず届け出てください。

なお、令和4年度からは、オンラインによる届出が可能となっておりますので、
ご活用ください。

※オンラインによる届出については、道庁から各医療機関等へ周知しております。

※オンラインによる届出ができない所属では、従来どおり紙での届出も可能となりますので、届出の対応方法等については、所属の施設管理者さま・事務ご担当者さまへご確認ください。

※12月31日現在、業務に従事されていない方は、届出の必要はありません。

☆ オンラインによる届出方法の詳細については、右の二次元コードから
厚生労働省ホームページにて確認できます。



◎届出期限 令和7年(2025年)1月15日(水)厳守でお願いします。

◎その他 業務従事者届については、道ホームページ(下記 URL)にも掲載しておりますので、参照ください。

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kth/kak/tkh/framepage/208249.html>

お問い合わせ先

北海道保健福祉部健康安全局

地域保健課 健康づくり係 (担当:鈴木)

TEL 011-231-4111 (25-509)

FAX 011-232-2013